

1年間保存をお願いします

令和8年5月8日

ろう学校 保護者 様

佐賀県立ろう学校

P T A 会 長 志佐 清美
校 長 平野 隆治

令和 8 年度 PTA会費等の校納金について(お知らせ)

新緑の候 皆様におかれましては益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。

先日のPTA総会にはお忙しい中ご出席いただきありがとうございました。総会の決定を受け、PTA会費等、今年度の校納金は下表のとおりとなりますのでご確認をお願いいたします(月々分は裏面をご確認ください)。

収納につきましては、事務室窓口への現金収納とさせていただきます。

原則、保護者様が直接事務室までご持参ください。都合により生徒児童に預けられる場合は、速やかに事務室へ提出するようお願いいたします。

留意事項をご確認いただき、現金収納にご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

◆留意事項

- ・ 毎月21日を納付期限(21日が土日祝日の場合は翌日)とします。

(釣銭が無いようによろしくお願いいたします。)

※ 初回納入(5月)については、PTA会費・校友会費・舎費(4・5月分)、給食舎食費(4月分)の納入となります。

(校納金額内訳)

(単位:円)

	PTA会費 ※1 (PTA活動費)	校友会費 (学習活動費)	舎費※2 (寄宿舍活動費)	給食費※3	舎食費 ※4	
				(昼食)	(朝食)	(夕食)
幼稚部	月額 500円 (2人目以降250円)	月額 700円	月額 1,000円	一食 330円	一食 230円	1食 400円
小学部						
中学部		月額 1,000円		一食 360円	一食 260円	1食 430円
高等部						

※1 ご兄弟姉妹で本校に在籍されている場合のPTA会費は、2人目以降は半額になります。

※2 寄宿舍生のみ徴収します。

※3, 4 給食・舎食費の自己負担額は就学奨励費の認定段階により異なります。

1段階: 自己負担なし

2段階: 半額自己負担

3段階: 全額自己負担

令和 8 年度 ろう学校校納金及び給食、舎食費

(単位:円)

幼稚部・小学部			4月分	5月分	6月分～1月分	2月分	3月分	年間額合計
1 PTA会費			500	500	500	500	500	6,000
2 校友会費			700	700	700	700	700	8,400
3 舎費(寄宿生)			1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	12,000
4 給食費			食費は就学奨励費の支弁区分1～3によって 自己負担額が異なります。					
5 寄宿舎食費(寄宿生)								
※1 6 賠償責任保障制度掛金			400					400
※2 7 独立行政法人「日本スポーツ 振興センター」掛金			幼 243					243
(災害共済給付制度)			小 552					552
月額合計 (給食・舎食費を除く)		自宅通学生	幼	3,043	1,200	2,400	15,043	
			小	3,352			15,352	
		寄宿生	幼	5,043	2,200	4,400	27,043	
			小	5,352			27,352	
納入日			4・5月分合計額を 5月21日		毎月21日 (土日祝日の 場合は翌日)	2・3月分合計額を 2月22日		

(単位:円)

中学部・高等部			4月分	5月分	6月分～1月分	2月分	3月分	年間額合計
1 PTA会費			500	500	500	500	500	6,000
2 校友会費			1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	12,000
3 舎費(寄宿生)			1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	12,000
4 給食費			食費は就学奨励費の支弁区分1～3によって 自己負担額が異なります。					
5 寄宿舎食費(寄宿生)								
※1 6 賠償責任保障制度掛金			400					400
※2 7 独立行政法人「日本スポーツ 振興センター」掛金			中 552					552
(災害共済給付制度)			高 1,935					1,935
月額合計 (給食・舎食費を除く)		自宅通学生	中	3,952	1,500	3,000	18,952	
			高	5,335			20,335	
		寄宿生	中	5,952	2,500	5,000	30,952	
			高	7,335			32,335	
納入日			4・5月分合計額を 5月21日		毎月21日 (土日祝日の 場合は翌日)		2・3月分合計額を 2月22日	

※1 「PTA賠償責任保障制度掛金」とは、生徒加害事故等による賠償責任を24時間保障する制度の掛金です。

※2 「独立行政法人(日本スポーツ振興センター)掛金」とは、学校管理下で怪我等をした時に對して医療費等が給付される制度の掛金です。